

虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について（通達）

平成31年3月12日 警察庁丁生企発第147号、丁生経発第22号、丁捜二発第35号、
丁暴発第68号

警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、
警察庁刑事局捜査第二課長、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から
警視庁生活安全部長、警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察
（方面）本部長あて

本通達は、市町村に疑わしい養子縁組の届出がなされた場合、法務局が調査をする
とともに、必要に応じて警察に情報提供を行うこととなっていることを踏まえ、都道
府県警察に対し、当該情報提供等の仕組みを示すとともに、その実施に係る指示を行
ったものである。